

議案第9号

逗子市印鑑条例の一部改正について

逗子市印鑑条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月20日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市印鑑条例の一部を改正する条例

逗子市印鑑条例（昭和51年逗子市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「番号法」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に、「個人番号カード（公的個人認証法）」を「個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。））」に改め、同項を同条第2項とする。

第14条第2項を削り、同条第3項中「前条第3項」を「前条第2項」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

印鑑登録証明書のオンライン申請を廃止するに当たり、改正する必要があるため提案する。